

新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な資金の特例貸付に関するご案内

福岡県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金のうち以下の資金について特例貸付を実施しています。

※申請の受付期間は、**令和4年9月末まで**となっています。

※貸付には審査があります。

○緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の、少額の費用の貸付

○総合支援資金(初回)

日常生活の維持が困難となった場合の、原則3月以内の生活費用の貸付

※生活保護を受給している世帯の方は対象外となります。

※世帯に対する生活費用の貸付であり「緊急小口資金」と「総合支援資金」は、それぞれ各世帯1回限りの申込みが可能です。

詳細は、裏面をご確認ください。

福岡市内にお住まいの方の貸付のご相談は、まずは下記の専用ダイヤルへお電話していただきますようお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来所はご遠慮ください。
- ご相談を電話で受け付けた後、要件を満たす場合には、借入申込書等を郵送いたします。
- ご記入いただいた借入申込書等は、郵送(簡易書留)でのご提出をお願いいたします。

福岡市社会福祉協議会 生活福祉資金受付センター

特例貸付専用ダイヤル

092-791-7266

※電話番号は、くれぐれもおかけ間違いのないようご注意ください。

※受付時間は、月～金の9:00～17:00です。

(ただし、祝日及び12月29日から1月3日は閉所しています)

※以前ご案内していた専用回線(080から始まるもの)は、こちらの番号に転送されます。

※つながりにくい場合は、生活福祉資金受付センター(☎092-791-5708)へおかけください。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■ 貸付上限額

20万円以内

※従来の10万円以内とする取扱いを拡大し、休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合は20万円まで申し込むことが可能となりました。

※福岡市社会福祉協議会の窓口において10万円以内の金額で緊急小口資金の貸付の手続きをした世帯で、緊急小口資金の増額を希望する場合は、お早めにご相談ください。

生活保護を受給している世帯の方は対象外となります。

■ 据置期間

12月（1年）以内

■ 償還期限

24月（2年）以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

福岡市社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金・生活支援費）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■ 貸付上限額

- ・（2人以上世帯）月額20万円以内
 - ・（単身世帯）月額15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■ 据置期間

12月（1年）以内

■ 償還期限

120月（10年）以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

福岡市社会福祉協議会

生活保護を受給している世帯の方は対象外となります。

注）お申込みにあたっては、失業状態にあるなど、状況により「福岡市生活自立支援センター」での相談が必要になることがあります。

※ 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還を免除することができることとしています。